

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

第1 南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は次のとおりである。

【平成26年3月31日 内閣府告示第21号】

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

第2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された地域は次のとおりである。

【平成26年3月31日 内閣府告示第22号】

西之表市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章、第3章「防災関係機関の業務の大綱」及び「住民及び事業所の基本的責務」に定めるところによる。

第4節 南海トラフ地震の想定

第1 想定地震及び津波の概要

県が平成24年度から25年度にかけて実施した地震等災害被害予測調査において、最大クラスの地震が発生した場合、本町に最も与えるケースでは、最大震度6弱に達し、最大津波高5.3mの津波の発生を想定している。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第2 被害の想定

県が実施した地震等災害被害予測調査では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合において、本町で被害が最大となるケースとして、次のとおりの被害が想定されている。

事 項	内 容
建物被害（棟）	全壊・消失 2 4 0 半壊 7 4 0
人的被害（人）	死者数 3 0（津波等） 負傷者数 4 0
上水道被害（人）	断水人口（被災直後） 2 7 0 0
電力被害（軒）	停電軒数（被災直後） 1 3 0
通信被害（回線）	固定電話不通回線数（被災直後） 1 6 0
道路施設被害（箇所）	1 0
避難者数 〔うち避難所〕（人）	被災1日後 1, 2 0 0〔7 8 0〕 被災1週間後 1, 0 0 0〔6 7 0〕 被災1か月後 1, 2 0 0〔3 5 0〕
物資（食料）需要 （食）	被災1日後 2, 8 0 0 被災1週間後 2, 4 0 0 被災1か月後 1, 3 0 0
災害廃棄物発生量 （トン）	なし
孤立する可能性のある 集落数（集落）	1
被害額（億円）	3 9 0

（注） 1. 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

2. 南海トラフ地震、奄美群島太平洋沖地震（北部）と比較し、最大被災ケースを採用

資料：鹿児島県地震等災害被害予測調査（H26.2）

第3 時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、県及び町は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

第1節 活動体制の確立

町は、南海トラフ地震が発生した場合、第2編第2章第1節「応急体制の確立」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、災害応急体制を実施する。

特に、南海トラフ地震が発生した場合、広域で甚大な被害が発生することが想定されることから、速やかに県へ被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制を確立し、支援活動を実施する。

第2節 情報伝達体制の確立

南海トラフ地震発生時は、第2編第2章第4節「災害通信計画」の定めるところにより、直ちに情報伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、応急対策に反映する。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1 物資等の調達手配

- 1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）を確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄・調達計画を作成しておく。
- 2 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給について要請を行う。

第2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、瀬戸内町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

第1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2編第1章第1節第3の「広域応援体制の整備」に定めるところによる。

第2 町は必要があるときは、第1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

第3 自衛隊への災害派遣の要請については、第2編第2章第2.2節の「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。

第4 町は、災害が発生し、他市町村、県及びその他関係機関等に応援の要請を行う場合は、活動拠点の確保等それらの受け入れ体制の整備に努めるものとする。

第4章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

第1 河川，海岸，港湾及び漁港の施設管理者は，地震が発生し津波のおそれがある場合は直ちに，水門等の閉鎖，工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第2 河川，海岸，港湾及び漁港等の施設管理者は，次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防，水門等の点検・計画的な整備

河川，海岸，港湾及び漁港等の施設管理者は，津波による被害を防止・軽減するため，大きな津波が来襲するおそれのある地域において，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸とした，堤防，防潮堤，水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また，既存の施設については耐震点検を実施し，計画的な補強・整備に努めるものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

河川，海岸，港湾及び漁港等の水門等の施設管理者は，地震発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速かつ確実に行うため，水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

3 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

河川，海岸，港湾及び漁港等の水門等の施設管理者は，水門等の開閉体制，開閉手順，平常時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検，開閉訓練等の実施に努めるものとする。この場合において，水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また，内水排除施設等は，施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備，点検等の措置を講じておくものとする。

4 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート，ヘリポート臨時発着場等の整備方針

町は，津波等により孤立が懸念される地域について，ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

また，必要に応じ，その設置基準等について県から助言を受けるものとする。

5 防災行政無線等の整備等の方針

町は，津波警報等の災害情報を伝達している防災行政無線や防災情報ネットワーク等の維持・更新に努めるものとする。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第4章第1節の「初動期の応急対策」に定めるところによる。

第3節 避難対策等

第1 地震発生時に危険があると認められる地域については、関係法令に基づきそれぞれの避難指示権者は、その地域の居住者や滞在者等に対し、時期を失しないよう避難を指示するなどの措置をとるものとする。

なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導等について、支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ、適切に対応するものとする。

また、町が行う避難対策について災害救助法の対象となる場合は、県と連絡調整を図るものとする。

1 第7節の第2の2に定めるところにより、町以外が管理する施設を避難所として開設する際は、その施設管理者と協力して行うものとする。

2 介護を必要とする者が避難する施設において、その救護のために当該施設の管理者と連携し必要な措置を行うものとする。

第2 町は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発を各関係機関と連携しながら取り組むものとする。

第4節 消防機関等の活動

第1 町は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第2 町は、地震が発生した場合に実施する、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、県に対して次のような措置をとることを要請するものとする。

- 1 報道機関の協力を得た地域住民等に対する津波からの迅速かつ円滑な避難等についての広報
- 2 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3 関係機関等は、水防資機材の点検、整備、配備を行うとともに、地震が発生した場合は、次のような措置を講じるものとする。

- 1 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の関係機関への連絡通知
- 2 水門、陸閘及び防潮扉を操作又は操作の準備並びに人員の配置

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

第1 水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

第2 電気

- 1 電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関九州電力送配電株式会社奄美配電事業所が行う措置は、第2編第3章第1節の「電力施設の応急対策」に定めるところによる。

第3 ガス

- 1 ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- 2 ガス事業者が行う措置は、第2編第3章第2節の「ガス施設の応急対策」に定めるところによる。

第4 通信

- 1 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置は、第2編第3章第4節の「電気通信施設の応急対策」に定めるところによる。

第5 放送

- 1 放送事業者は、報道が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 2 放送事業者は、県、町、防災関係機関と協力して被害に対する情報、交通に対する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- 3 指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は、日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。
- 4 指定地方公共機関株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社読賣テレビ、株式会社エフエム鹿児島、せとうちラジオ放送が行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第6節 交通対策

第1 道路

町、警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

第2 海上及び航空

- 1 第十管区海上保安本部（古仁屋海上保安署）は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限等の措置を講じるものとする。
- 2 港湾管理者は、船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し、維持管理の状況について報告を求め、必要に応じて立入検査等を行う。
- 3 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、必要な安全確保対策を講じるものとする。

第3 乗客等の避難誘導

船舶等の旅客運送事業者や港湾等のターミナルの施設管理者は、乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等に努めるものとする。

第7節 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎，社会教育施設，社会体育施設，社会福祉施設，保健施設，図書館，病院，学校等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備，備品等の転倒，落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水，食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検，整備
- (7) 非常用発電装置の整備，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 病院等にあつては，重症患者，新生児等，移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (2) 学校等にあつては，
 - ア 当該学校等が，町の定める津波避難対象地域にあるときは，避難の安全に関する措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合，これらの者に対する保護の措置
 - (3) 社会福祉施設にあつては重度障害者，高齢者等，移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- なお，具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は，第1の1に掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとるものとする。

また，災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は，その施設の管理者に対し，同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置，可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 町の避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入，配備にあたり本町での活動が困難な場合は，県へ協力を要請するものとする。

- 3 町が行う屋内避難に使用する建物の選定について，県有施設を活用する場合は県へ協力を要請するものとする。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

第8節 迅速な救助

第1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防庁舎等の耐震化等，救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組みについて，必要に応じて，県より適切な助言等を得るものとする。

第2 救急救助体制の整備

災害時に同時多発する救急事案に対応するため，医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに，救命，救助装備を拡充する等，円滑な救急及び救助体制の充実に努めるものとする。

第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は県の協力のもと，自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため，被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第4 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して，より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について，より高度な教育・訓練を実施することにより，消防活動体制の整備・強化を図る。

第5 消防団の育成強化

(1) 消防団の育成強化の必要性

消防団は，常備消防と並んで，地域社会における消防防災の中核として救出救助，消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら，近年の消防団は，団員数の減少，高齢化等の問題を抱えており，その育成強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成強化策の推進

以下のとおり消防団の育成強化に努め，地域社会の防災体制の強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は，地域社会にとって有用であることから，これらを地域社会に広め，地域社会の消防団活動に対する理解を促進し，消防団への参加，協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから，事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また，消防団員の資質向上を図るため，教育・訓練の充実に努める。

第5章

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画を基本として、町全域で重点的・計画的に事業を推進するものとする。

なお、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物の耐震化・不燃化については、第2編第1章第14節の「建築物災害の防止対策」に定めるところによる。

また、橋梁については、大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため、耐震診断が必要な橋梁の整備推進に努めることとする。

第2 避難経路の整備

道路は町民の生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員の避難経路の役割を発揮する。

このため、道路管理者は、地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、市街地内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を推進するものとする。

第3 土砂災害防止施設

1 砂防施設

土石流危険渓流は、地震の発生及び地震後の大雨により土石流が発生する危険性が高く、特に家屋が密集した地域に被害をもたらすおそれのある土石流危険渓流の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険渓流の整備を推進するものとする。

2 地すべり防止施設

地すべりは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備を推進するものとする。

3 急傾斜地崩壊防止施設

がけ崩れは、地震を誘因として発生する危険性もあり、震災対策として地域に被害をもたらすおそれのある地区の整備が急務である。

このため、人家5戸以上の家屋、又は公共施設が被災するおそれが高い危険箇所等の整備を推進する。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第4 保安施設（治山施設）

地震による山地災害の発生を防止・軽減するため、地震の発生により10戸以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について治山対策を推進するものとする。

第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

1 消防用施設等の整備

国庫補助金等を利活用して、避難誘導及び救助活動のための拠点施設の整備の促進を図るものとする。

2 緊急消防援助隊による救助活動進出拠点の確保

災害発生地域における進出拠点を複数設定し、災害発生時の支援体制の確保を図るものとする。

第6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

1 緊急輸送を確保するための道路（緊急輸送道路）の整備

災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、道路の防災対策工事、橋梁の耐震対策工事、トンネルの補強による防災対策を推進するものとする。

緊急輸送道路は災害時の被災地内外の陸送を確保するためのものであり、緊急に整備を進める必要があることから、県が平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき整備を推進するものとする。

2 緊急輸送を確保するための港湾の整備

港湾施設は、震災時に緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、施設の耐震点検や耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するものとする。

3 緊急輸送道路を確保するための漁港の整備

漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、きわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震点検や耐震対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するものとする。

第7 通信施設の整備

通信施設の整備については、第2編第2章第4節の「災害通信計画」に定めるところによる。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6章 防災訓練計画

第1 町、県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

第2 第1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

第3 第1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

第4 町、防災関係機関及び地域住民等は、県が行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練の参加など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。

また、町、防災関係機関は、県と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行うものとする。

- 1 動員訓練及び本部運営訓練
- 2 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 3 警備及び交通規制訓練

第5 町が行う自主防災組織等の参加を得て行う防災訓練に対し、県から必要な助言と指導を得るものとする。

- 1 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること。
- 2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第7章

地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震等防災対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

町は、県と協力して地域住民等に対する教育を実施するとともに、町等が行う地域住民等に対する教育に関して、県から必要な助言を得るものとする。

防災教育は、次のとおりとし、地域の実情に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識
- 9 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 10 住宅の耐震診断と必要な耐震改修内容

第3 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。